

静岡県告示第166号

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における知事管理区分に配分する数量について、以下のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項で準用する同条第4項の規定に基づき公表する。

令和5年3月17日

静岡県知事 川勝平太

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

37.5トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等 <sup>※1</sup>	24.45トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（4月から7月まで）	5.3トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（8月から11月まで）	2.8トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（12月から翌年3月まで）	16.35トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	13.05トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から7月まで）	3.3トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（8月から11月まで）	3.2トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（12月から翌年3月まで）	6.55トン

※1 漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

27.3トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等 <sup>※1</sup>	23.1トン
静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（くろまぐろはえ縄漁業） （12月から翌年3月まで）	15.3トン
静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（くろまぐろひき縄釣漁業） （11月から翌年3月まで）	7.3トン
静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（その他漁業）（周年）	0.5トン
静岡県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	4.2トン

※1 漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。